

鳥取県告示第737号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から事業者の名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成20年11月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 介護老人保健施設

名称	所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	平成20年10月1日

2 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	認知症高齢者グループホーム北条	東伯郡北栄町土下123-1	平成20年10月1日
〃	〃	介護老人保健施設ル・サンテリオン北条	〃	〃

3 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	認知症高齢者グループホーム北条	東伯郡北栄町土下123-1	平成20年10月1日

4 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
社会医療法人仁厚会	倉吉市山根43	居宅介護支援センタール・サンテリオン北条	東伯郡北栄町土下123-1	平成20年10月1日